

改 正 後	現 行
第1 〔略〕	第1 〔略〕
第2 検疫補助員の設置 1 植物防疫所長（那覇植物防疫事務所長を含む。以下同じ。）は、植物防疫官が行う規則第35条の4第1項 <u>及び省令第4条第1項</u> の検査 <u>並びに</u> 規則第35条の5第1項の消毒の確認並びにその証明に伴う事務並びに移動制限植物等の取締まり及び啓もうを補助させるため必要がある場合には、移動制限植物検疫補助員（以下「検疫補助員」という。）を委嘱するものとする。 2～5 〔略〕	第2 検疫補助員の設置 1 植物防疫所長（那覇植物防疫事務所長を含む。以下同じ。）は、植物防疫官が行う規則第35条の4第1項の検査 <u>及び</u> 規則第35条の5第1項の消毒の確認並びにその証明に伴う事務並びに移動制限植物等の取締まり及び啓もうを補助させるため必要がある場合には、移動制限植物検疫補助員（以下「検疫補助員」という。）を委嘱するものとする。 2～5 〔略〕
第3 検査申請書 貨物として移動する植物等に係る規則第35条の4第3項 <u>及び省令第4条2項</u> の検査申請書の提出は、検疫補助員を委嘱している場合にあっては、検疫補助員を経由して行わせることができるものとする。	第3 検査申請書 貨物として移動する植物等に係る規則第35条の4第3項の検査申請書の提出は、検疫補助員を委嘱している場合にあっては、検疫補助員を経由して行わせることができるものとする。
第4 検査の通知 貨物として移動する植物等につき植物防疫官が規則第35条の4第4項 <u>及び省令第4条第3項</u> に基づいて行う検査の期日及び場所の通知は、検疫補助員を委嘱している場合にあっては検疫補助員を通じて行うことができるものとする。	第4 検査の通知 貨物として移動する植物等につき植物防疫官が規則第35条の4第4項に基づいて行う検査の期日及び場所の通知は、検疫補助員を委嘱している場合にあっては検疫補助員を通じて行うことができるものとする。
第5 検査の方法 1 規則第35条の4第1項 <u>及び省令第4条第1項</u> の検査は、原則として移動しようとする植物等の全量について行うものとする。 2～4 〔略〕	第5 検査の方法 1 規則第35条の4第1項の検査は、原則として移動しようとする植物等の全量について行うものとする。 2～4 〔略〕
第6 検査合格の表示 植物防疫官は、検査の結果合格したときは、次により検査合格の表示を行うものとする。 <u>（1）規則第35条の4第1項の規定に基づく検査</u> ア 貨物として移動する植物等の場合は、検査の申請者に対し規則第22号の5様式の証明書を交付するとともに、当該植物のそれぞれの容器包装の外装に規則第22号の6様式の証票を添付し、又は規則第22号の7様式の証印を押印する。 イ 携帯品（手荷物を含む。）又は郵便物として移動する植物等（以下「携帯品等として移動する植物等」という。）の場合は、規則第22号の8様式の証紙をはり付け、それぞれの容器包装の外装に規則第22号の6様式の証票を添付し又は規則第22号の7様式の証印を押印する。 <u>（2）省令第4条第1項の規定に基づく検査</u> 省令第4条第1項の「カンキツグリーンング病菌及びミカンキジラミが付着していないと認める旨を示す表示」は、当該植物又はその容器包装に別記様式第4号の移動制限植物等検査合格確認票	第6 検査合格の表示 植物防疫官は、検査の結果合格したときは、次により検査合格の表示を行うものとする。 <u>（1）</u> 貨物として移動する植物等の場合は、検査の申請者に対し規則第22号の5様式の証明書を交付するとともに、当該植物のそれぞれの容器包装の外装に規則第22号の6様式の証票を添付し、又は規則第22号の7様式の証印を押印する。 <u>（2）</u> 携帯品（手荷物を含む。）又は郵便物として移動する植物等（以下「携帯品等として移動する植物等」という。）の場合は、規則第22号の8様式の証紙をはり付け、それぞれの容器包装の外装に規則第22号の6様式の証票を添付し又は規則第22号の7様式の証印を押印する。

<u>を添付してするものとする。</u>	
第 7	〔略〕
第 8	消毒施設等の指定
1 ～ 3	〔略〕
4	第 2 項の指定を受けようとする者は、 <u>別記様式第 5 号</u> の消毒施設等構造明細書を添付して関係都道府県知事の推薦を受けるものとする。
5 ～ 8	〔略〕
第 9	〔略〕
第 1 0	消毒の指示、立会い及び確認
1 ～ 4	〔略〕
5	植物防疫官は消毒の終了を確認したときは、消毒確認事項を <u>別記様式第 6 号</u> の消毒実施記録に記録するものとする。
6	〔略〕
第 1 1 ～ 第 1 4	〔略〕
第 1 5	積込禁止等の証明
植物防疫官は、法第 1 6 条の 4 の規定に基づく命令をした場合であって、当該物品を管理する者から要求があったときは <u>別記様式第 7 号</u> の積込禁止等証明書を交付するものとする。	
第 1 6 ・ 第 1 7	〔略〕
第 1 8	記録
植物防疫所長は、前年におけるこの要領に基づく検疫実施状況につき <u>別記様式第 8 号－ 1 から第 8 号－ 3 まで</u> の移動取締り臨船（機）実績等により記録するものとする。	
別記	
様式第 1 号～第 3 号	〔略〕
様式第 4 号	
<u>移動制限植物等検査合格確認票</u>	
<u>植 物 の 種 類</u>	
<u>数 量</u>	
<u>検査された植物全体の種類、梱数及び数量</u>	
<u>容器包装の種類</u>	
<u>検 査 年 月 日</u>	

第 7	〔略〕
第 8	消毒施設等の指定
1 ～ 3	〔略〕
4	第 2 項の指定を受けようとする者は、 <u>別記様式第 4 号</u> の消毒施設等構造明細書を添付して関係都道府県知事の推薦を受けるものとする。
5 ～ 8	〔略〕
第 9 ～ 第 1 4	〔略〕
第 1 0	消毒の指示、立会い及び確認
1 ～ 4	〔略〕
5	植物防疫官は消毒の終了を確認したときは、消毒確認事項を <u>別記様式第 5 号</u> の消毒実施記録に記録するものとする。
6	〔略〕
第 1 1 ～ 第 1 4	〔略〕
第 1 5	積込禁止等の証明
植物防疫官は、法第 1 6 条の 4 の規定に基づく命令をした場合であって、当該物品を管理する者から要求があったときは <u>別記様式第 6 号</u> の積込禁止等証明書を交付するものとする。	
第 1 6 ・ 第 1 7	〔略〕
第 1 8	記録
植物防疫所長は、前年におけるこの要領に基づく検疫実施状況につき <u>別記様式第 7 号</u> の移動取締り臨船（機）実績等により記録するものとする。	
別記	
様式第 1 号～第 3 号	〔略〕

この……………について「カンキツグリーンング病菌の緊急防除に関する省令」第4条第1項の検査に合格したことを確認した。

年 月 日

門司植物防疫所名瀬支所

植物防疫官 氏 名(印)

様式第5号～様式第8号-3 [略] [条項移動]

様式第4号～様式第7号－3 [略]